

桑折町中小企業借入金 利子補給補助金

最大10万円

町内商工業者の企業経営の発展と経営意欲の促進を図ることを目的とし、事業者に対して利子補給を行います。

対象者

下記の対象融資を受け、かつ次の要件をすべて満たすもの

○対象融資

- ・桑折町中小企業経営合理化資金保証融資
- ・株式会社日本政策金融公庫 新規開業資金又は小規模事業者経営改善資金
- ・福島県商工事業協同組合 運転資金又は設備資金

○要件

- ・町内に本店又は主たる事業所を設置する法人又は個人であること
- ・町内で事業を継続すること
- ・町税に滞納がないこと

補助額

融資の契約の日から

通算12カ月までに支払った利子の相当額(最大10万円)

申請について

- この補助金は本要綱に記載されている対象融資を受けた方が対象となりますので、先に融資の相談、申し込み手続きを行う必要があります。

融資の相談・申し込み窓口

福島信用金庫桑折支店、東邦銀行桑折支店、福島銀行桑折支店(福島北支店)、株式会社日本政策金融公庫、桑折町商工会